

廣 告 掲 載 取 扱 要 領

京都市京町家の情報サイト「京町家を未来へ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広 告 媒 体	ホームページの名称	京都市京町家の総合情報サイト「京町家を未来へ」
	ホームページアドレス	https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/
	ホームページの内容	京町家を次の世代へ引き継いでいただくために、所有者・使用者・事業者等に向けて、京町家条例や支援制度等の情報を発信
	アクセス数	月平均約 2,600 件（うちトップページ約 700 件） ※ 令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月の月平均値。毎月のアクセス件数を保証するものではありません。
広 告 の 規 格	広告掲載位置	トップページ下部（詳細は別紙参照） ※ 掲載枠の指定はできません。 ※ 今後の当サイトのコンテンツの追加等により、掲載場所が変更となる場合があります。
	広告データ	縦 50 ピクセル×横 166 ピクセル ファイル形式は、GIF（アニメ不可、透過型不可）又は JPG データ容量は、1 バナーにつき 20 キロバイト以内
	枠数	8 枠
	その他の仕様	・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ ALT 属性は自由に設定することができます。 ・ 点滅、切り替わりのほか、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分に取、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・ 広告枠には、次の文章を掲載します。 （注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。当サイトへの広告掲載を希望される方は、京都市情報館の本サイトのバナー広告に関するページを御覧ください。 広告をクリックすると、別ウィンドウで外部サイトを開きます。 この広告の掲載に関する一切の責任は各事業者に帰属します。 広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問合せください。
掲 載 条 件	広告料金（税込み）	1 枠月額 2,500 円 ※ 年間掲載の申込みの場合、1 枠年額 25,000 円とします。
	広告掲載期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の期間中、任意の期間を指定してください。 ※ 原則として、各月の初日～月末の 1 箇月を単位とし、1 箇月に満たない場合も 1 箇月分の広告料金とします。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の 7 開庁日前

	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	・ 広告代理店等又は広告主とします。 ・ その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで確認してください。
	申込方法	・ 広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）からダウンロード可）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 ・ 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで確認のうえ、申込書と併せて提出してください。
	申込期間	令和7年2月13日（木）から全枠決定まで 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）に行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。（分割不可） ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます（内容により、修正等をお願いする場合があります。）。 - また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です（新しいデータを用意してください。）。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 掲載中の広告の取下げ（契約の解除）は、書面により受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込み・お問い合わせ先	京都市都市計画局まち再生・創造推進室 (担当：牧・檀野) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 分庁舎 2 階 8 番窓口 電 話 075-222-3503 F A X 075-222-3478 メール machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp
--	--------------	--